

公益社団法人北海道柔道整復師会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道柔道整復師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、柔道整復術の進歩発展を図り、その医学的研究、柔道整復師の人材育成と資質の向上に務め、保険医療制度の適正な普及に協力して、もって社会福祉と国民医療の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復師の医学的研究に関する事業
- (2) 柔道整復術の普及啓蒙に関する事業
- (3) 柔道整復師の資質の向上に関する事業
- (4) 柔道整復師の指導に関する事業
- (5) 保険医療制度の普及に関する事業
- (6) 会報の発行に関する事業
- (7) 北海道柔道整復専門学校（専門課程）の設置運営に関する事業
- (8) 介護保険に関する事業
- (9) 第5条に定める会員の相互扶助に関する事業。
- (10) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、北海道内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(構 成)

第5条 この法人は、次条の規定により入会した柔道整復師をもって構成する。

- 2 この法人の会員は、北海道内において施術所を開設又は、北海道内の施術所に勤務し、この法人の目的に賛同した柔道整復師とする。
- 3 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、第12条に定める会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届を理事会に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け又は解散したとき。
 - (4) 柔道整復師の資格を失ったとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会費等の不返還)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

第4章 総 会

(種類)

第12条 会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 会員総会は、通常総会として、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して総会の日の2週間前までに書面又は電磁的方法により、通知しなければならない。
- 3 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び会員が議決権を行使するための書面を添付しなければならない。
- 4 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があったときは、会長はその請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 会員総会の議長及び副議長は、その会員総会において出席会員のうちから選任する。

(議決権)

第18条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解 散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、

過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第20条 第16条第3項の場合、総会に出席できない会員は、議決権を行使するための書面に必要事項を記載し、議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を出席した会員の議決権の数に参入する。

(議決権の代理行使)

第21条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長・会長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は総会の決議により、会長候補者及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
- 4 各理事について、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務の執行を決定する。
- 3 副会長並びに会長及び副会長以外の理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事と監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第28条 理事及び監事は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び名誉会長等)

第30条 この法人に、顧問、名誉会長、常任相談役、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問、名誉会長、常任相談役、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問、名誉会長、常任相談役、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ、この法人の各種会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 顧問、名誉会長、常任相談役、相談役及び参与は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 顧問、名誉会長、常任相談役、相談役及び参与は、理事会の決議により解任することができる。
- 6 名誉会長、常任相談役、相談役及び参与は、無報酬とする。

7 顧問の報酬等に対しては、前条を準用する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事が理事会の目的である事項を示したとき、会長は理事会を招集しなければならない。

4 前項の規定による場合、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 別表の財産をこの法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、会長が管理し、処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類は、会員総会に報告されなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項各号に規定する書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の通常総会の終結後遅滞なく、法務省令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団・財団法人認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 ブロック

(ブロック)

第42条 この法人に、地域での活動の活性化と円滑な事業遂行のためにブロックを置く。

2 ブロックに関する事項は定款細則に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（この法人の権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散等により精算する場合において、残余財産があるときは、その残余財産は会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第12章 雑 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会(総会に関するものについては総会)の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団・財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- この法人の最初の会長（代表理事）は萩原正和とする。
その他、役員は以下のとおりとする。
副会長（業務執行理事） 小池良二 加藤隆
理 事（業務執行理事） 池田由 土屋淳 佐々木辰雄
錦川正八 日野暢也 五十嵐一議
高山訓正 鈴木清秀 辻内栄一
葉名尻任 小川哲司 澤田敏明
尾崎実 渡邊浩 松村基弘
監 事 千葉陽一 室田晴康
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団・財団法人認定等に関する法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 第5章第23条(1)理事数を「13名以上18名以内」を「10名以上15名以内」に変更。（平成29年5月28日改正）

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産）（第37条関係）

財産の科目	面積等
土地（札幌市中央区大通西18丁目1番地15, 16）	383.80 m ²
土地（札幌市中央区大通西18丁目1番地11, 48）	386.01 m ²
土地（札幌市中央区大通西18丁目1番地12）	358.19 m ²
土地（札幌市中央区大通西18丁目1番地18）	193.02 m ²